

令和 6 年度 第 1 回全国健康保険協会沖縄支部評議会議事概要

開 催 日 時	令和 6 年 7 月 22 日 月曜日 14 : 00～16 : 00
会 場	沖縄県市町村自治会館
出 席 評 議 員	大木評議員、喜屋武評議員、黒島評議員、幸喜評議員、米須評議員、下地評議員、名城評議員、前田評議員（五十音順）
議 題	【報告事項】 (1) 令和 5 年度全国健康保険協会決算について (2) 令和 5 年度沖縄支部収支について (3) 令和 5 年度沖縄支部事業報告について (4) 令和 6 年度重点的に取組む事項について (5) 健康保険証廃止に伴う「資格情報のお知らせ」の送付について (6) その他
議 事 概 要 (主な意見等)	<報告事項> 【事務局】 <u>(1) 令和 5 年度全国健康保険協会決算について</u> <u>(2) 令和 5 年度沖縄支部収支について</u> (資料 1-1) に基づき説明。 【学識経験者】 健康保険組合を取り巻く状況について、沖縄県内の健康保険組合の財政状況等を把握しているのであれば教えてほしい。 【事務局】 県内の健康保険組合は 4 つあるが、財政状況等については把握していない。 【事業主代表】 令和 5 年度沖縄支部収支について、収支差額及び保険料率換算した際の引き下げ効果が全国 1 位であることは大変すばらしい。一方、インセンティブ制度については、今後 15 位以内に入るためにどのような施策を考えているのか。

【事務局】

インセンティブ制度の順位については、健診実施率や特定保健指導実施率が重要となる。現在は 5 者協定に基づく関係団体との連携により、健康宣言事業所を中心とした健診実施率向上のための取組や、特定保健指導実施率向上のための環境整備等の啓発活動を行っている。また、商工会や商工会議所等の「うちなー健康経営推進団体」とも連携を強化し、順位向上のための施策を実施したいと考えている。

【事務局】

インセンティブ制度について、当支部だけで県内すべての事業主・加入者に周知し、理解してもらうことは難しいため、関係団体と連携することが必須であると考えている。沖縄支部では、評価項目の中でも特に「要治療・要精密検査」等の「受診勧奨対象者の医療機関受診率」が課題となっているため、今年度から沖縄県医師会と連携し、産業医をとおした生活習慣病改善のプロジェクトを開始している。従業員 50 人未満で産業医がいない事業所に対しては、労働局と沖縄県医師会との連名で、受診勧奨文書を送付する。また、県内の早世の原因となっている高血圧の対策として、事業所への「高血圧に特化した健康教育」も実施している。

【学識経験者】

保険料収入について、適用拡大による今後の影響はどのように見込んでいるのか。

【事務局】

令和 6 年 10 月の評議会において、適用拡大の影響も含めた収支見通しをお示しする予定である。

【被保険者代表】

インセンティブ制度について、沖縄支部は令和 4 年度実績が 26 位であったとのことだが、上位の支部が実施している取組を沖縄支部でも取り入れて、15 位以内を目指してほしい。

【事務局】

他支部の取組についても情報共有されているため、沖縄でも有効な取組については積極的に取り入れたいと考えている。

【学識経験者】

協会けんぽでは様々なターゲットに対し健康講話や講演を実施していると思うが、今後は学校や校長会等でも実施してほしい。生徒から親にも伝わるため好循環が期待できると思う。

【事務局】

学校現場において健康教育に取り組んでいる支部もある。今後は当支部でも検討したい。

< 報告事項 >

【事務局（望月グループ長、磯野グループ長、新里グループ長、新垣グループ長）】

(3) 令和 5 年度沖縄支部事業報告について

(4) 令和 6 年度重点的に取組む事項について

（資料 2-1、資料 2-2）に基づき説明。

【被保険者代表】

債権回収業務について、資格喪失後に引き続き保険証を使用する方というのは、喪失者全体のうち何%程度いるのか。

【事務局】

喪失者全体のうち何%程度なのかは把握していないが、資格喪失後受診による本人への返納金請求の件数は、令和 4 年度が約 2,500 件、金額にすると約 7,800 万円、令和 5 年度が約 4,000 件、金額では約 1 億 3,800 万円となっている。令和 5 年 1 月までは資格喪失後受診が発生した場合、医療機関に対して保険証確認状況等の照会文書を送付し、回答内容によっては医療機関からの請求レセプトを返戻するという対応をしていたが、令和 5 年 1 月のオンライン資格確認システム導入に伴い、協会けんぽ全体として、導入済医療機関への照会文書は送付しないという対応に変更された。しかしながら、現状ではオンライン資格確認システムを適切に使用している医療機関が少ないため、本人への返納金請求件数及び金額が増えているものと考えられる。今後は、システムの適切な使用が重要となるため、加入者だけでなく医療機関の協力も必要である。

【学識経験者】

マイナ保険証が浸透すれば、保険証回収業務は発生しないということか。

【事務局】

令和 6 年 12 月 2 日以降、保険証の新規発行はなくなるが、令和 7 年 12 月 1 日までは有効なため、それまでは回収業務が残ることになる。また、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書というカードが発行されるため、そのカードの回収業務は発生する。

【学識経験者】

マイナンバーカードを保険証利用登録すれば、協会けんぽ→国保→健保組合等の切り替えの際に、これまでのような証発行は発生しないということか。

【事務局】

切り替えの「手続き」はこれまでと同様に必要だが、証発行はされないためお持ちのマイナンバーカードをそのまま使うことになる。

【学識経験者】

資格喪失後に国保等への切り替え手続きをせずに医療機関でマイナンバーカードを提示した場合は、引き続き債権回収業務が発生するということか。

【事務局】

ご認識のとおり。

【学識経験者】

サービススタンダードの平均支給日数について、システム改修により令和 4 年度と比べて大幅に短縮されたとのことだが、具体的に処理方法がどのように変更されたのか。

【事務局】

令和 5 年 1 月までは、提出された申請書をスキャンし、その画像を職員が確認しながら審査・支払いという流れで処理していたが、システム改修により、申請書スキャン後は外部業者が情報の入力を行い、その内容をシステムが審査し、問題ないものはそのまま支払いされるという処理に変更された。

【事業主代表】

事業所で取り組む禁煙サポート事業について、要望を伝えたい。私の会社からも昨年度 3 名参加し、残念ながら禁煙には至らなかったものの、参加者からは「本数が減った」という報告を受けている。禁煙できなかった理由を確認したところ、「禁煙パッチが肌に合わずかぶれてしまった」との理由であった。令和 6 年度は禁煙パッチの補助を 2 週間分から 4 週間分に増やすとのことだが、ぜひ禁煙ガムの補助追加についても検討していただけないか。この事業に参加することで、社内では禁煙成功者から参加者に対して禁煙状況を確認する等のコミュニケーション活性化にも繋がっているため、非常に良い取組だと感じている。

【事務局】

昨年度の参加者のうち、「禁煙パッチが肌に合わずかぶれた」という方が 5 名程度いた。また、夏場は汗ではがれてしまう等の声もあるため、何らかの対応は検討したいと考えている。ただ、パッチの場合は 1 日 1 枚貼付し、それを 8 週間続けるというプログラムが決められているため、参加者全員同じスケジュールでの支援が可能だが、ガムについては参加者ごとに使用量が異なるため、スケジュールが一定にならないという問題があり、この無料支援の事業自体に取り込むことは難しいと感じている。今後、この事業は、パッチによる禁煙ができなかった参加者に対し、薬剤師から「ガムによる禁煙」や「禁煙外来への案内」等、「参加者の状況に応じたアドバイスをする」というフォローまでを含めた流れにしたいと検討している。

【事業主代表】

今年度から付加健診の対象年齢が拡大されたという説明だが、あまり周知されていないと感じる。

もっと周知すれば健診実施率も上がるのではないかと。また、健診の予約が取れないことも実施率が上がらない理由の 1 つとなっているため、予約が取りやすくなるよう工夫していただきたい。

【事務局】

付加健診の対象年齢拡大について、日本年金機構から県内の事業所あてに送付される納入告知書に同封するチラシでの広報や、算定説明会による広報等を実施しているが、こちらとしても充分ではないと感じている。引き続き様々な機会での周知広報を徹底したい。健診機関の予約については、当支部にも「予約が取れない」という声を多くいただくため、引き続き健診実施機関の契約拡大も進めたい。また、生活習慣病予防健診では、胃の検査について「バリウム」ではなく「カメラ」を希望される方が多いため、予約が取りづらくなっているという実状もある。「バリウム」についても、しっかりとしたエビデンスに基づいた検査であることを周知し、解消に努めたい。

【被保険者代表】

ジェネリック医薬品の使用割合について、沖縄支部は 90%に達しており全国 1 位が続いているが、何か理由があるのか。

【事務局】

アメリカではジェネリック医薬品が広く浸透している関係で、米軍統治下であった沖縄は加入者側も医療機関側もジェネリック医薬品に対する抵抗感がなかったことが理由の 1 つと言われている。また、沖縄県民の所得の低さも理由の 1 つと考えられる。

< 報告事項 >

【事務局】

(5) 健康保険証廃止に伴う「資格情報のお知らせ」の送付について

(資料 3) に基づき説明。

【事業主代表】

医療機関等への受診方法として 6 通りの方法が示されているが、これは決定事項ということでよいのか。選択肢が多いため、加入者だけでなく医療機関も困惑するのではないかと。

【事務局】

国から示された決定事項である。

特 記 事 項

・ 次回は令和 6 年 10 月を予定